

法務省矯成訓第1号

矯正管区長  
刑事施設の長

被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年1月9日

法務大臣 小泉龍司  
(公印省略)

被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の一部を改正する訓令  
被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令）の一部を次のように改正する。  
別表7を次のように改める。

別表7 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（規則第15条第5項）

区分	品名	対象者			摘要
		第1類	第3類 以上	全受刑者	
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、靴その他の日用品	タオル			○	
	バスタオル			○	
	ハンカチ			○	
	石けん			○	
	石けん容器			○	
	シャンプー			○	
	リンス			○	
	くし			○	ヘアブラシを含む。男子については、規則第26条第4項の規定により調髪を行わせない場合及び被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令（平成18年法務省矯医訓第3293号大臣訓令）第6条第2項ただし書の場合において、必要と認めるときに限る。
	整髪料			○	男子については、規則第26条第4項の規定により調髪を行わせない場合及び被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令第6条第2項ただし書の場合において、必要と認めるときに限る。
	染毛剤			◎	女子に限る。 留意事項3参照
	パーマ剤			◎	
	ヘアピン			△	
	髪止めゴム			△	
	電池式かみそり			○	収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。
	シェービングクリーム			◎	留意事項4参照
歯ブラシ			○		
歯磨き			○		
歯ブラシケース			○		

	運動靴			○	靴ひもを含む。
	ちり紙			○	
	耳かき			○	
	箸			○	
	箸容器			○	
	置き時計			◎	電池を含む。 留意事項 3 参照
	置き鏡			◎	留意事項 3 参照
	クリーム類			○	
	汗止め用粉末			○	
	パフ			○	
	制汗剤			○	スプレー式のものを除く。
	化粧水類			○	
	生理用品			△	おりものシート及び妊産婦用具を含む。
	綿棒			○	
	サンダル		○		
	座布団		○		
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品	消しゴム			○	
	色鉛筆			○	鉛筆削りを用いないものに限る。 青色又は赤色に限る。
	シャープペンシル			○	簡易な構造のもの以外は優遇区分第 1 類の受刑者に限る。替え芯（黒色に限る。）を含む。
	ボールペン			○	青色、黒色又は赤色に限る。替え芯を含む。
	万年筆			◎	スペアインクを含む。 留意事項 5 参照
	蛍光ペン			◎	留意事項 4 参照
	雑記帳			○	けい線入りのノート
	日記帳			◎	留意事項 4 参照
	各種ノート （雑記帳を除く。）			◎	五線譜ノート、白無地ノートなど 留意事項 4 参照
	色紙			◎	短冊を含む。 留意事項 4 参照
	カーボン紙			◎	留意事項 4 参照
	けい紙その他の筆記用紙			◎	原稿用紙、レポート用紙など 留意事項 4 参照

下敷き			○	
定規			○	規格は30センチメートル用以下とする。
筆入れ			○	
板目紙			◎	留意事項6参照
とじひも			◎	
インデックス			◎	
付箋			◎	
ファイル			◎	
電池式計算機			◎	電池を含む。 留意事項4参照
そろばん			◎	留意事項4参照
電子辞書			◎	電池を含む。 留意事項4参照
CDプレイヤーその他の音声再生機			◎	学習用に限る。イヤホン及び電池を含む。
CDその他の音声記録媒体			◎	学習用に限る。 留意事項5参照
CD収納ケース			◎	留意事項4参照
書道・ペン習字用具			◎	学習用に限る。 筆、筆巻き、墨、墨汁、文鎮、すずり、すずり箱、条幅紙、下敷、書道用半紙、書道用具ケース、教本、水差し、作品入れ、筆ペン、インクカートリッジ、ペン習字帳、フェルトペン、ディスクペン、吸い取り紙及び写経用紙に限る。 留意事項5参照
絵画用具			◎	学習用に限る。 ポスターカラー、画筆、彩色筆、面相筆、パレット、筆洗い、絵の具、色鉛筆（多色セットを含む。）、クレヨン、クレパス、紙テープ、セロテープ、画用紙、スケッチブック及びねりゴ

				ムに限る。 留意事項 5 参照
	製図用具		◎	学習用に限る。 テンプレート、カラスグチ、トレーシングペーパー、製図板、分度器、各種定規、計算尺、コンパス及びディバイダーに限る。 留意事項 5 参照
	紙めくり用具		◎	学習用に限る。 指サック及び紙めくり用クリームに限る。 留意事項 5 参照
	各種教材		◎	通信教育関係教材及び学習用教材に限る。 留意事項 5 参照
	点字用具		◎	留意事項 5 参照
	数珠		◎	留意事項 7 参照
	ロザリオ		◎	
	礼拝用マット		◎	
	礼拝用スカーフ		◎	
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、受刑者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	手袋		◎	軍手を含む。 留意事項 8 参照
	ゴム手袋		◎	居室内における洗濯用に限る。 留意事項 4 参照
	耳袋		◎	留意事項 4 参照
	マスク		◎	
	尿とりパッド		△	
	使い捨てカイロ		◎	
余暇時間帯における娯楽的活動に用いる物品	CDプレイヤー	○		イヤホン及び電池を含む。
	音楽等CD	○		
	CD収納ケース		◎	留意事項 4 参照

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

- 印 使用を許可するもの
- ◎印 特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの
- △印 女子受刑者に限り使用を許可するもの

注 上記表に関する留意事項

- 1 必要な数量の範囲内で許す。(規則第15条第1項)
- 2 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(規則第15条第6項)
- 3 第1種又は第2種の制限区分に指定されている者について、自発性や自律性を涵養するために使用を許すことが有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 4 受刑者からの申出内容及び当該物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情があり、かつ、処遇上有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 5 上記4の条件に加え、当該受刑者が当該物品を現に使用する通信教育を受けていたり、当該物品を現に使用するクラブ活動に参加していたりするなど、当該物品の使用を必要とする事情が現に存在する場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 6 訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 7 受刑者の宗教上の必要性があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 8 刑事施設の所在地の気候、受刑者の身体的状況、保健衛生の状況その他の事情に照らし特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。

参考事項

その他受刑者に使用を許す物品で自弁のものの使用を原則とするもの

- 1 眼鏡その他の補正器具(法第42条第1項第1号)
  - 2 自己契約作業を行うのに必要な物品(法第42条第1項第2号)
  - 3 信書を発するのに必要な封筒その他の物品(法第42条第1項第3号)
  - 4 印紙(法第42条第1項第5号、規則第17条第1号)
  - 5 印鑑(法第42条第1項第5号、規則第17条第1号)
  - 6 かつら(法第42条第1項第5号、規則第17条第2号)
- いずれも、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(法第42条第1項)
- 7 指名医の診療に係る自弁の医薬品等

別表 9 を次のように改める。

別表9 受刑者以外の被収容者に自弁を許す日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（規則第16条第4項）

区 分	品 名	摘 要
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、サンダル、座布団、ハンガーその他の日用品	タオル	
	バスタオル	
	ハンカチ	
	石けん	
	石けん容器	
	シャンプー	
	リンス	
	くし	ヘアブラシを含む。
	整髪料	
	ヘアピン	女子に限る。
	髪止めゴム	
	電池式かみそり	収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。
	シェービングクリーム	
	歯ブラシ	
	歯磨き	
	歯ブラシケース	
	ちり紙	
	耳かき	
	箸	
	箸容器	
	食品容器	
	コップ	
	つまようじ	
	クリーム類	
	汗止め用粉末	
	パフ	
	制汗剤	スプレー式のものを除く。
	化粧水類	
	生理用品	おりものシート及び妊産婦用具を含む。女子に限る。
	綿棒	
	サンダル	スリッパを含む。
	座布団	
ハンガー		
洋服カバー		

	手提げ袋	
	ふろしき	
文房具、遊具その他の余暇時間帯における知的、教育的及び娯乐的活動に用いる物品	消しゴム	
	色鉛筆	鉛筆削りを用いないものに限る。
	シャープペンシル	替え芯（黒色に限る。）を含む。
	ボールペン	替え芯を含む。
	サインペン	
	筆ペン	インクカートリッジを含む。
	万年筆	スペアインクを含む。
	蛍光ペン	
	雑記帳	
	日記帳	
	色紙	短冊を含む。
	カーボン紙	
	けい紙その他の筆記用紙	
	下敷き	
	定規	規格は30センチメートル用以下とする。
	筆入れ	
	板目紙	金属類が付いていないもので、訴訟書類の整理に必要と認められる場合に限る。
	とじひも	
	インデックス	
	付箋	
	ファイル	
	電池式計算機	電池を含む。
	そろばん	
	数珠	
	ロザリオ	
	礼拝用マット	
礼拝用スカーフ	女子に限る。	
パズル		
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、受刑者以外の被収容者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	手袋	軍手及びゴム手袋を含む。
	耳袋	
	マスク	
	尿とりパッド	女子に限る。
	耳栓	
	使い捨てカイロ	

注 上記表に関する留意事項

- 1 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(法第41条第2項)
- 2 必要な数量の範囲内で許す。(規則第16条第1項)

参考事項

- 1 別表8及び9に記載した物品のほか法第41条第2項の規定により受刑者以外の被収容者に自弁を許すもの
  - (1) 衣類(靴下、タイツ及び足袋を含む。)
  - (2) 食料品及び飲料
  - (3) 嗜好品
  - (4) 寝具いずれも、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(法第41条第2項)  
必要な数量の範囲内で使用又は摂取を許す。(規則第16条第1項)
- 2 その他被収容者に使用を許す物品で自弁のものの使用を原則とするもの
  - (1) 眼鏡その他の補正器具(法第42条第1項第1号)
  - (2) 自己契約作業を行うのに必要な物品(法第42条第1項第2号)
  - (3) 信書を発するに必要な封筒その他の物品(法第42条第1項第3号)
  - (4) 印紙(法第42条第1項第5号、規則第17条第1号)
  - (5) 印鑑(法第42条第1項第5号、規則第17条第1号)
  - (6) かつら(法第42条第1項第5号、規則第17条第2号)いずれも、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(法第42条第1項)
- (7) 指名医の診療に係る自弁の医薬品等

## 附 則

- 1 この訓令は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の規定に基づき被収容者が自弁のものを使用を許されたシャープペンシルの替え芯（黒色を除く。）の使用については、なお従前の例による。